

議案第 23 号

飛騨市特別会計条例の一部を改正する条例について

飛騨市特別会計条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 6 年 3 月 8 日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

飛騨市情報施設特別会計の廃止に伴う改正

飛驒市特別会計条例の一部を改正する条例

飛驒市特別会計条例（平成16年飛驒市条例第64号）の一部を次のように改正する。

第1条中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、第7号を第6号とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 飛驒市情報施設特別会計の令和5年度の歳入、歳出及び決算については、なお従前の例による。

3 この条例の施行に伴い消滅することとなる特別会計に属する財産は、飛驒市一般会計に引き継ぐものとする。

飛驒市特別会計条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行	改正案
<p>(設置)</p> <p>第1条 略</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(4)</u> 飛驒市情報施設特別会計 情報施設事業</p> <p><u>(5)</u> 飛驒市後期高齢者医療特別会計 後期高齢者医療事業</p> <p><u>(6)</u> 飛驒市給食費特別会計 給食事業</p> <p><u>(7)</u> 飛驒市下水道汚泥処理事業特別会計 下水道汚泥処理事業</p> <p>以下 略</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 略</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>— —————</p> <p><u>(4)</u> 飛驒市後期高齢者医療特別会計 後期高齢者医療事業</p> <p><u>(5)</u> 飛驒市給食費特別会計 給食事業</p> <p><u>(6)</u> 飛驒市下水道汚泥処理事業特別会計 下水道汚泥処理事業</p> <p>以下 略</p>

条例関係議案要旨

議案名	飛騨市特別会計条例の一部を改正する条例について
担当部	総務部
提案理由	飛騨市情報施設特別会計の廃止に伴う改正
制定改廃の根拠等	市独自の改正
条例の概要	<p>【改正の趣旨及び内容】</p> <p>飛騨市情報施設特別会計の廃止</p> <p>飛騨市では、これまでにケーブルテレビ事業を展開する民間事業者の参入がなかったことから市独自で特別会計を設けて市民からの利用料をもってケーブルテレビ事業を運営してきた。</p> <p>令和5年度より、これまでの市の事業を引き継ぐ形で民間事業者が参入し、ケーブルテレビ事業に必要な施設の譲渡及び事業運営にかかる引継ぎが完了したため、特別会計を廃止するもの。</p> <p style="text-align: right;">(第1条関係)</p>
市民への影響等	会計に関しての市の方針を定めるものであり、市民等への直接の影響はない。
施行日	令和6年4月1日
備考	